

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

609号
2009

滋賀県の生活・経済・雇用対策について

滋賀県では、急激な景気減速による本県の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、昨年12月24日に知事を本部長とする「滋賀県緊急生活・経済・雇用対策本部」を、本年1月5日には労政能力開発課内に「緊急雇用対策室」を設置しました。

県民生活の安定、県内経済の活性化ならびに雇用の安定に向けた取り組み等については県のホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/f/honbu/index.html>) に随時掲載しています。

第5回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました — 緊急共同アピールを採択 —

2月27日に発表された1月の有効求人倍率が0.57倍と、統計を取りはじめた昭和38年以来、初めて滋賀県が近畿2府4県で最低となるなど、急速に悪化する本県の雇用失業情勢に対し、滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、(社)滋賀経済産業協会の4者が共通の認識を持ち、一丸となって取り組みを進めるために、「雇用推進行労使会議チャレンジしが」第5回会議が3月4日県公館で開催されました。

会議では、嘉田由紀子知事、木原亜紀生滋賀労働局長、中村憲市連合滋賀会長、廣瀬一輝滋賀経済産業協会会長が出席し、「滋賀県雇用推進プラン」の実施状況の確認後、早急に次期プランを策定することなどが合意されました。その後「雇用情勢の危機に立ち向かう」をテーマとした意見交換が行われ、最後に緊急共同アピールを採択しました。

【意見交換】

労働局長から最近の厳しい雇用情勢の報告と労働局での取り組みについて、知事から滋賀県版ニューディール政策について、連合滋賀会長から制度のはざままで困窮している人たちへのカンパ活動について、経済産業協会会長からは厳しい現場での状況と、県内需要を県内業者に発注する「バイ滋賀」運動の提案などについて意見がかわされました。

【緊急共同アピールの採択】

本県経済は雇用不安の増大が県民の消費意欲を減退させ、更なる雇用環境の悪化を招く負のスパイラルに陥ったとする認識のもと、この危機を乗り越えるため、すべての手立てを総動員し、緊密な連携を図りつつ、離職者に対する支援を行うとともに、緊急に雇用維持と創出を図り、より足腰の強い内需主導型の仕事づくりを目指すとする「緊急共同アピール」を採択し、4者が、雇用・生活不安を一掃するため、一丸となって取り組んでいくことを決意表明しました。



目次

表紙	滋賀県の生活・経済・雇用対策について 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」開催報告
②	雇用維持のための助成金のご案内 滋賀学生・若年者就職フェアの開催報告
③	法律改正のお知らせ
④⑤	個別労働紛争の相談窓口等について
⑤	経営労働フォーラムの開催報告
⑥	滋賀県障害者働き・暮らし応援センターのご案内
⑦	労働相談 Q&A
⑧	労働委員会だより
	定年引上げ等奨励金制度のご案内
⑨～⑪	統計・資料
⑫	労働保険年度更新時期の変更について 滋賀県視聴覚教材センター利用のご案内 しが中小企業金融緊急ホットライン 石綿健康被害者のご遺族の皆様へ 滋賀県の取り組みへの応援について

平成21年「勤労青少年の標語」

日々成長 未来の自分は無限大

人は皆毎日をごす中で、小さな事でも何かを発見し、そこから学び、日々成長をしている。立ち止まっているわけではなく、毎日前へ進んでいる。

前へ進む事で世界はひろがり、そこには将来の自分の可能性が無限にある。これからの人生に悩みや屈する事が表れたとしても、日々成長している事に気づき、前向きに明るい日々を過ごしてほしいという意味が込められています。

厚生労働省

雇用維持に努力されている事業主の皆様へ

助成金のお知らせ

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練または出向にかかる手当等の一部を助成します。「雇用調整助成金」と中小事業主が利用できる「中小企業緊急雇用安定助成金」があります。

雇用調整助成金

1. 主な受給の要件

- (1) 最近3ヶ月の売上高または生産量はその直前の3ヶ月または前年同期比で5%以上減少していること。
- (2) 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業*を行うこと。
※当面の期間、要件が緩和されていますので詳細は下記にお問い合わせください。
- (3) 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。

2. 助成率

<休業・教育訓練の場合>

- ① 休業手当相当額の2/3(上限あり)。
- ② 教育訓練を行う場合は1人1日1,200円を上記①に上乘せします。

<出向の場合>

出向元で負担した賃金の2/3(上限あり)。

中小企業緊急雇用安定助成金

1. 主な受給の要件

- (1) ①最近3ヶ月間の売上高または生産量はその直前の3ヶ月間または前年同期比で減少していること。
②前期決算等の経常利益が赤字であること。(生産量が5%以上減少している場合は不要)
- (2) 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業*を行うこと。
※当面の期間、要件が緩和されていますので詳細は下記にお問い合わせください。
- (3) 3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。

2. 助成率

<休業・教育訓練の場合>

- ① 休業手当相当額の4/5(上限あり)。
- ② 教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日6,000円を上記①に上乘せします。

<出向の場合>

出向元で負担した賃金の4/5(上限あり)。

※上記いずれの助成金も、休業、教育訓練または出向の実施について、事前にハローワーク(公共職業安定所)に届出る必要があります。

※詳細については下記までおたずねください。

<問い合わせ先> 滋賀労働局職業対策課 TEL: 077-526-8686 またはハローワーク(公共職業安定所)

滋賀学生・若年者就職フェアを開催しました

去る2月4日(水)、雇用情勢が厳しい中、1人でも多くの若者が県内の企業へ就職されることを目的に、県、滋賀労働局、(社)滋賀県雇用開発協会が共催して「滋賀学生・若年者就職フェア」を草津市内において開催しました。

当日は、今年3月に大学、短大、高等専門学校等を卒業する予定の学生と35歳未満の求職者合わせて393人が参加し、県内に事業所のある企業69社の企業席を自由に訪問して、人事担当者と面談しました(写真①)。また、参加企業のうち8社では、パソコンや製品等を使って、実際に仕事を体験してもらう「仕事実演・体験コーナー」を設けました。

① 面接風景



② 仕事実演・体験コーナー



次世代育成支援対策推進法が改正されます！

滋賀労働局雇用均等室

地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に法律第85号として公布され、次世代育成支援対策推進法の一部が改正されます。(以下「改正法」という。)

改正法(一般事業主関連部分)のポイント及び施行日については、以下のとおりです。

改正法のポイント

1. 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、101人以上の企業は義務(※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務)、100人以下の企業は努力義務となります。(平成21年4月1日施行)

	現 行	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上企業		義 務	義 務
101人以上300人以下企業	規定なし	努力義務	義 務
100人以下企業			努力義務

※義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。なお、平成21年3月31日までに届け出た行動計画については、義務ではありませんが自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

2. 行動計画の届出義務企業の拡大(従業員101人以上企業へ)

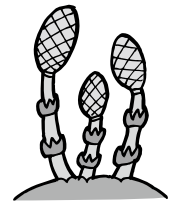
一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。(平成23年4月1日施行)

	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義 務	義 務
101人以上300人以下企業	努力義務	義 務
100人以下企業		努力義務

◆改正次世代法及び一般事業主行動計画に関するお問い合わせは、滋賀労働局雇用均等室まで。

〈問い合わせ先〉〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階

TEL : 077-523-1190 FAX : 077-527-3277



労働基準法の一部改正について

時間外労働の長さに応じた割増賃金率の引き上げや、子の通院等の事由などに対応して5日分の年次休暇を時間単位での取得を可能とすることを内容として労働基準法が改正されます。

改正概要

1. 法定割増賃金率の改正

改正前	改 正 後	
時間外労働の長さに関係なく、割増賃金率 一律 25%以上	月の時間外労働 45時間まで	割増賃金率25%以上
	45時間超～60時間まで	割増賃金率を引上げ(努力義務)
	60時間超	○割増賃金率50%以上(法的措置)(注) ○引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

2. 時間単位の年次有給休暇

改正前	改 正 後
日単位での年休取得	労使協定を行えば1年に5日分を限度として、子の通院等の事由などに対応して時間単位での年休取得が可能となります。

(注) 1. 60時間を超える時間外労働に対して割増賃金率を50%以上とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講じます。(1のその他の部分及び2については猶予措置はありません。)

施行期日 平成22年4月1日

〈問い合わせ先〉滋賀労働局監督課 TEL : 077-522-6649 または最寄りの労働基準監督署

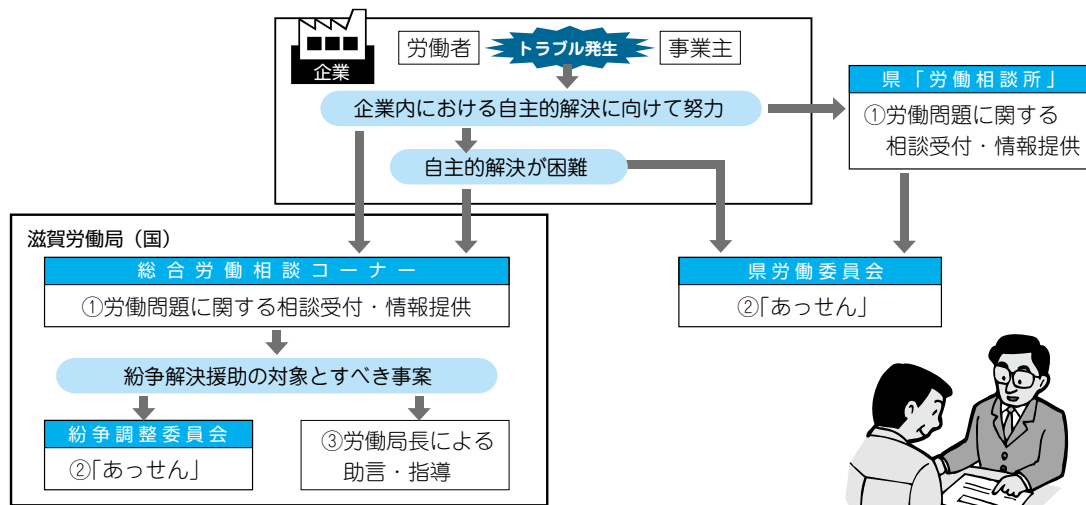
個別労働紛争の相談窓口・解決制度について

職場において個々の労働者と事業主（使用者）との間で発生した、労働条件その他労働に関する事項についての民事的な紛争を「個別労働紛争」といいます。

個別労働紛争の未然防止や解決のために、ここでは滋賀労働局（国）・滋賀県・滋賀県労働委員会の相談窓口、解決制度を紹介します。なお、この相談窓口や制度は、紛争当事者であれば、労働者・使用者いずれの方でも利用できます。

まず、個々の労働者と使用者の間で労働条件等をめぐりトラブルが生じたときは、当事者間による自主的解決に努めることが大切です。自主的解決の相談窓口として、国の機関である滋賀労働局に設置されている総合労働相談コーナー（滋賀労働局総務部企画室および大津・彦根・東近江各労働基準監督署内に設置）や、滋賀県の労働相談所をご利用ください。

当事者間での自主的解決が困難になったときの解決手段としては、国の機関である滋賀労働局の「あっせん」「助言・指導」や滋賀県労働委員会による「あっせん」があります。滋賀労働局の「あっせん」「助言・指導」の受付窓口は滋賀労働局総務部企画室および大津・彦根・東近江各労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナー、県労働委員会の「あっせん」の受付窓口は県労働委員会事務局となっています。



①相談窓口の開設

滋賀労働局および県では、労働者と使用者間における労働条件にかかわるトラブル等、労働に関わる相談窓口を設置しています。

専門の相談員が相談に応じ、アドバイスや情報提供、関係機関の窓口紹介等を行います。労働者・使用者いずれの方もご相談いただけます。相談は来所・電話どちらでも受け付けます。相談は無料です。

総合労働相談コーナー（労働局）

・相談時間 月～金（平日）8：30～17：00

○滋賀労働局総合労働相談コーナー TEL077-522-6648

大津市御幸町6番6号 御幸庁舎内

○大津総合労働相談コーナー

TEL077-522-6641

大津市馬場3丁目14-17 大津労働基準監督署内

○彦根総合労働相談コーナー

TEL 0749-22-0654

彦根市西今町58-3 彦根合同庁舎彦根労働基準監督署内

○東近江総合労働相談コーナー

TEL 0748-22-0394

東近江市八日市緑町8-14 東近江労働基準監督署内

滋賀県労働相談所（県）

・相談時間

月～金（平日）10：00～20：00 / 月～金（祝日）17：00～20：00 / 土・日 10：00～16：00

苦勞ない勞使

・電話 <フリーダイヤル> **0120-967164**

・場所 草津市大路1-1-1 JR草津駅前 エルティくさつ3階

②あっせん

「あっせん」は、紛争当事者の間に公平・中立な第三者が入り、双方の主張の要点を確かめて、紛争解決に結びつく合意点を探り、話し合いによって解決することをお手伝いする制度です。県内に所在する事業所（現に紛争が起きている事業所）に勤務する労働者個人、あるいはその使用者が申請できます。

国の機関である滋賀労働局では、滋賀労働局総務部企画室および大津・彦根・東近江各労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーであっせんの申請を受付けています。あっせんの対象となる紛争の場合は、公平・中立な第三者として紛争調整委員会があっせんを行います。紛争調整委員会は弁護士、大学の教授等労働問題の専門家である学識経験者により構成されています。

県労働委員会のあっせんの受付は、県労働委員会事務局で行っています。県労働委員会では、あっせんの申請を受付後、事務局職員が労使双方に対してあっせんに向けての予備的調査を行います。県労働委員会は公益委員、労働者委員、使用者委員の三者から成り、それぞれ同数の委員で構成されています。労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体からの推せんに基づき、また公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命しています。

③滋賀労働局の助言・指導

個別労働紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づくものが多く見られます。国の機関である滋賀労働局では、紛争当事者双方に対し、これらの問題点を指摘し、解決の方向を示唆して、話し合いによる解決を促す「助言・指導」を行なっています。これは、法違反の是正を図るための行政指導とは違い、一定の措置の実施を強制するものではありません。

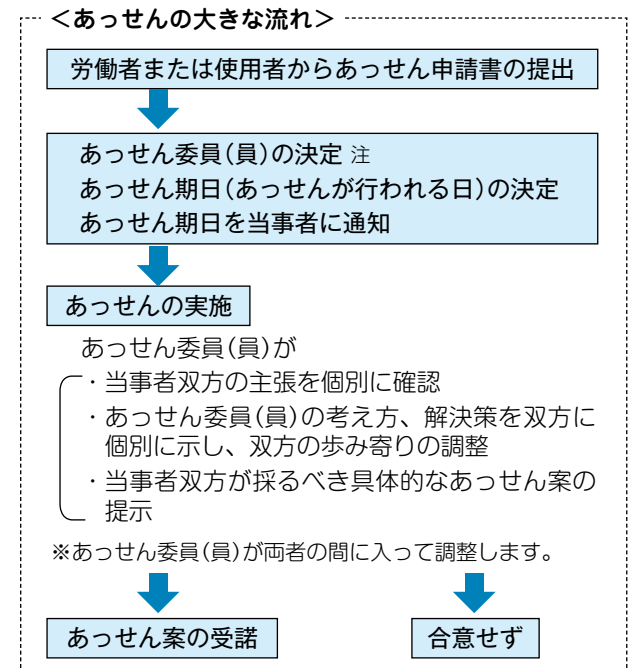
申し出は、紛争当事者であれば、労働者・使用者いずれの方でも利用できますので、滋賀労働局総務部企画室および大津・彦根・東近江各労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにご相談ください。

経営労働フォーラム2009を開催しました

2月3日(火)に草津市内において、滋賀県、社団法人滋賀経済産業協会、連合滋賀の主催で「経営労働フォーラム2009」を開催、労使関係者など約100名の方が参加されました。

経営労働フォーラムは、労使双方が互いの立場や主張を理解するため、春闘前に毎年実施しているものです。

今年度は、「雇用形態の多様化と今後の展望」と題し、樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授から時局講演があり、現在の厳しい経済・雇用情勢を労使とともに乗り越えていくためには、多様な人材の活用を可能とするワークライフバランスにつながるワークシェアリングに取り組むことも一つの方向性であ



注：紛争調整委員会（滋賀労働局）は「あっせん委員」、県労働委員会は「あっせん員」（公・労・使各1名）となります。

●滋賀県労働委員会事務局

受付時間 8時30分～17時15分（月～金の平日）

電話 077-528-4473

住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

る、というお話をいただきました。

続いて、社団法人日本経済団体連合会労政第一本部

雇用管理グループ長の田中 恒行氏から2009年版の経営労働政策委員会報告について、日本労働組合総連合会 非正規労働センター 総局長の龍井葉二氏から2009年版の連合白書について解説があり、参加者は、春闘に向けたそれぞれの考え方を熱心に聴き入っていました。



滋賀県障害者働き・暮らし応援センターのご案内 (障害者就業・生活支援センター)

○職業生活における自立をはかるために就業およびこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害のある人の職業の安定を図ることを目的として次の業務を行っています。

就業支援担当者(雇用支援ワーカー)や生活支援担当者(生活支援ワーカー)、就労サポーター、職場開拓員を配置し、障害のある人からの相談に応じて必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所などの就労支援関係機関との連絡調整や事業主の皆様への雇用管理に関する助言や関係機関の情報の提供などを行っています。

事業主の皆様へのサービス

- 就労サポーターが事業所を訪問して、直接的に働く障害のある人の職場定着を支援し、職場開拓員が障害者雇用に関心を示される企業に雇用支援情報を提供しています。
- 障害のある人には就業体験を通じて就労意欲の向上へつなげていただき、受入事業所の皆様には障害のある人とともに働く体験から障害者雇用に対する理解を深めていただくことを目的に**トライWORK(就業体験・雇用体験)**事業を実施しています。
- 次のようなことでお困りのときは、ご遠慮なくご相談ください。

- ・障害のある人を雇用しなければならないとは思っているが、不安がある。
- ・障害についてよくわからない。
- ・現在障害のある人を雇用しているが悩んでいる。
- ・雇用している障害のある従業員の生活が気になっているが、会社では対応できない。
- ・雇用することはできないが、実習の受け入れや障害のある人が働く施設に仕事を依頼することができる。
- ・障害者雇用について、社内で研修会を実施したいので話をしてほしい。

◎滋賀県 障害者働き・暮らし応援センター 所在地一覧

名称	所在地	電話番号	主たる 所管区域
おおつ障害者働き・暮らし応援センター (おおつ障害者就業・生活支援センター)	〒520-0044 大津市京町3丁目5-12 森田ビル1F	TEL 077-522-5142 FAX 077-522-5103 E-mail hatakura@y7.dion.ne.jp	大津 福祉圏域
湖南地域障害者働き・暮らし応援センター (湖南地域障害者就業・生活支援センター)	〒524-0037 守山市梅田町2-1 守山駅前セルパ217	TEL 077-583-5979 FAX 077-583-1690 E-mail soudan@riraku-konan.net	湖南 福祉圏域
甲賀地域障害者・働き暮らし応援センター (障害者雇用・生活支援センター(甲賀))	〒528-0012 甲賀市水口町暁3-44	TEL 0748-63-5830 FAX 0748-65-4642 E-mail k-s@mvc.zaq.ne.jp	甲賀 福祉圏域
東近江圏域障害者働き・暮らし応援センター (東近江圏域障害者就業・生活支援センター)	〒520-0801 近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5F	TEL 0748-36-7999 FAX 0748-36-7999 E-mail watamukinosato@etude.ocn.ne.jp	東近江 福祉圏域
湖東地域障害者働き・暮らし応援センター (湖東地域障害者就業・生活支援センター)	〒522-0088 彦根市銀座町6-10 平和堂彦根銀座店3F	TEL 0749-21-2245 FAX 0749-21-2246 E-mail info@koto-shien.com	湖東 福祉圏域
湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター	〒526-0063 長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1F	TEL 0749-64-5130 FAX 0749-64-5131 E-mail hotst@ex.biwa.ne.jp	湖北 福祉圏域
湖西地域障害者働き・暮らし応援センター (湖西地域障害者就業・生活支援センター)	〒520-1632 高島市今津町桜町2丁目3-11	TEL 0740-22-3876 FAX 0740-22-4131 E-mail horon-ha@mx.biwa..ne.jp	湖西 福祉圏域

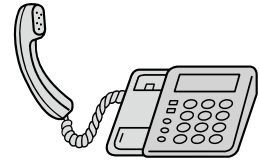
◎滋賀県障害者働き・暮らし応援センター バックアップ機関

社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター	〒525-0032 草津市大路2丁目11-15	TEL 077-566-8266 FAX 077-566-8277 E-mail selp1@hukusi-shiga.net	県内全域
----------------------	-------------------------	--	------

トライWORK(就業体験・雇用体験)事業において、実施主体となり、各働き・暮らし応援センターのバックアップ活動をしています。

労働相談 Q & A

解雇について



質問1

6ヶ月契約のパートタイマーとして働いて3ヶ月経過しました。最近、社長から、「不況で仕事が減ってきたので、辞めてもらうかも知れない」と言われました。

私は、当初の契約どおり6ヶ月間は働きたいのですが、このような場合、契約期間の途中であっても辞めざるを得ないのでしょうか。

回答1

期間の定めのある労働契約の場合、期間の途中の解雇はやむを得ない事由がある場合でなければできません(労働契約法第17条)。「やむを得ない事由」があるときに限って、解約の申し入れができることとされています。また、その場合の「やむを得ない事由」とは、通常の解雇よりもかなり厳しい要件となっています。そして、解約する側に損害賠償責任が生じてくる場合があります(民法第628条)。

おたずねの場合では、途中で契約を解除するだけの「やむを得ない事由」に当たるとは必ずしも思われませんので、社長にその旨を告げ、期間満了までの勤務を申し出てください。

質問2

私は勤続5年の正社員です。今日出社したら、突然社長から「君を解雇する」と言われました。理由を訊くと「仕事上のミスが多い」ということでした。確かに、軽易なミスなら数回したことがあります。しかし、とても解雇されるほどの内容や回数とは思えません。

会社の就業規則には、「勤務成績が不良で従業員としてふさわしくないと認められたとき」や、「精神・身体の障害により、業務に耐えられないとき」などに解雇になると規定されています。

今回の解雇処分には、全くもって納得できないのですが、懲戒解雇となる以外に、どのようなときに解雇が認められるのでしょうか。

回答1

普通解雇に関しては、解雇理由が「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合」は、解雇権の濫用となり、無効となります。(労働契約法第16条)

具体的には、(1)労働能力面に問題があるとき、(2)健康状態の問題、(3)協調性を著しく欠く、勤務態度不良のとき、などが考えられますが、これらの事実があったとしても、それがすぐに解雇の理由となる

わけではありません。労働能力面の問題や勤務態度が不良とされた場合でも、原因は何か、評価は適正であるか、解雇の警告を伴った観察期間を設けるなど、改善のために注意・指導を尽くしたかなどが考慮されます。

解雇に客観的に合理的な理由がない場合は、解雇を撤回させ、現場に復帰できるよう求めるべきです。

質問3

私の勤務している会社は経営状態が思わしくなく、このままの状態が続けば事業縮小を余儀なくされそうです。当然人員整理も行われるだろうと、社員は皆不安がっています。経営が苦しいという理由で整理解雇が行われたら、それに従わざるを得ないのでしょうか。

回答1

経営不振等を理由とする整理解雇については、整理解雇そのものが違法ではないとしても、整理解雇が常に正当性を有するとはいえません。つまり、整理解雇であっても、使用者が「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」に解雇権を行使した場合は、権利の濫用となり、その解雇は無効です。

整理解雇の有効性を判断する要素としては、多くの裁判例において、次の4つの要素を総合的に考慮することが必要とされ、原則として、すべての要素を満たさなければ解雇は無効であるとの見方が有力のようです。

- (1) 会社の維持・存続を図るため、人員整理が必要であること
 - (2) 希望退職の募集、一時帰休、賃金の引き下げ等、会社が解雇回避の努力をしたこと
 - (3) 解雇の対象者を選定する基準が合理的で、かつ、基準に沿った運用が行われていること
 - (4) 整理解雇の必要性について、労働者側と十分に協議を尽くし、納得を得る努力をしていること
- 以上の4項目につき社員で検証し、会社が不当に一方的な手段を取ることのないよう、話し合いを求めてはいかがでしょうか。

滋賀県労働相談所

賃金や就労条件、解雇等の労働にかかわることでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

※連絡先・開設時間等の詳細は本紙4ページをご参照ください。

労働委員会だより

「審査の期間の目標」達成状況について

今回は、不当労働行為事件審査に係る「審査の期間の目標」の達成状況についてご紹介します。

「審査の期間の目標」とは

平成16年に労働組合法が改正され、各労働委員会は不当労働行為事件審査に係る「審査の期間の目標」を設定し、その達成状況を公表することが義務付けられました。

滋賀県労働委員会では「1年6箇月」(ただし、団体交渉拒否事件については、早期終結に努めるものとする。)という目標を定めています。

なお、この1年6箇月という期間は、全国的に見てほぼ標準的な目標となっています。

目標達成状況

当委員会が平成20年に取り扱った5件の不当労働行為事件の内、同年内に終結した件数は1件で、その審査に要した期間等は次のとおりでした。

事件番号	事件名	終結状況	申立日 終結日	審査日数 審査期間
平成18年 (不)第5号	X 森林組合 不当労働 行為事件	和解	平 18. 9. 7 平 20. 4.17	589日 約20箇月

この事件については約20箇月(1年8箇月)の審査期間を要し、目標期間をやや超過しました。

他の4つの事件については、引き続き審査を続けています。

このように、X森林組合事件については、審査の目標期間をやや超過しましたが、和解により円満な解決を図ることができました。この事件の場合、仮に救済命令を出したとしても、当事者が不服であればその後再審査や取消訴訟になり、最終的な解決はまだ先の話になっていたかも知れません。このようなことも含めて総合的に考えると、当事者の方にとっても良い解決方法であったと言えるのではないかと考えています。

なお、労働組合法改正以降、平成17年から19年までは、いずれの年も目標を達成しております。

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階

TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>



高齢者の雇用促進のための

定年引上げ等奨励金制度のご案内

助成金のご活用を

1. 70歳定年引上げ等モデル企業助成金

事業主が、70歳以上まで働くことのできる新たな職域開拓や新分野へ進出した場合、計画認定を受けるとその取組みに要した費用の2分の1、最高額で500万円が支給されます。

【計画書の受付】：平成21年3月2日(月)～平成21年3月31日(火)…年4回6. 9. 12. 3月です。

2. 中小企業高齢者雇用確保実現奨励金 (事業主団体の皆様へ)

傘下企業の事業主が人材確保のため高齢者雇用確保措置を導入(平成20年度は63歳)させた場合取組みに要した経費のうち、最高額で300万円が支給されます。

なお、事業実施期間の短縮など一部改正により、利用しやすくなりました。



3. 中小企業定年引上げ等奨励金

現在、65歳未満の定年制の事業主が、希望者全員に70歳以上の継続雇用制度を導入した場合、最高80万円、また70歳以上の定年制を導入した場合、なんと最高160万円が支給されます。

なお、現在65歳以上の定年制の事業主も、70歳以上の定年制の導入により最高80万円が支給されます。

お問合せ・ご相談は：滋賀県雇用開発協会まで TEL：077-526-4853

平成20年 労働条件実態調査結果について

この調査は県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにするために、県労政能力開発課が実施したものです。調査結果のうち、ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要である育児休業制度に係る結果を掲載します。

<調査概要>

- ◆調査対象 ①建設業 ②製造業 ③運輸・通信業 ④卸売・小売業 ⑤金融・保険業
⑥飲食店、宿泊業 ⑦医療、福祉 ⑧教育、学習支援業
⑨サービス業の9産業に属する常用労働者10人以上の県内民営事業所
- ◆調査時点 平成20年6月30日
- ◆有効回答事業所数 1,041 回答率 52.1%

【育児休業制度の有無】

育児休業制度があると回答した事業所の割合は調査事業所全体では75.6%、常用労働者30人以上の事業所では92.0%で前年とほぼ同水準となっています(図1)。男女別の育児休業取得率は女性で86.6%、男性で1.2%となっています(図2-1、2-2)。

図1 育児休業制度がある事業所の割合の推移

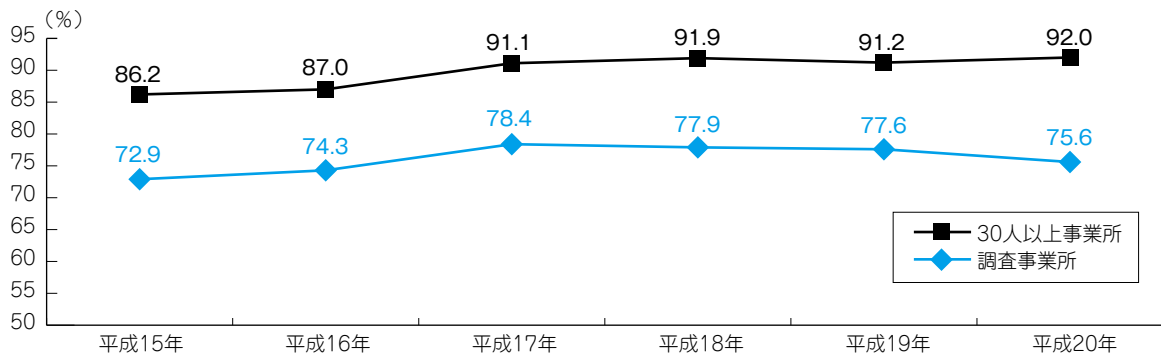


図2-1 育児休業取得率の推移(調査事業所、女性)

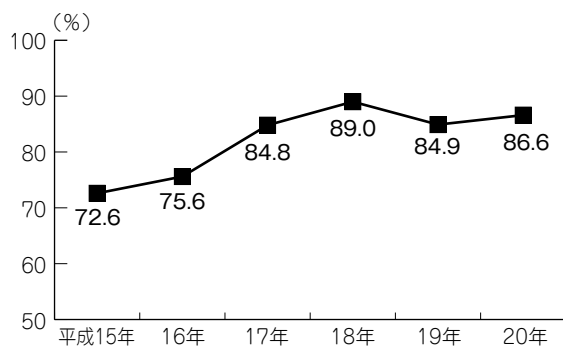
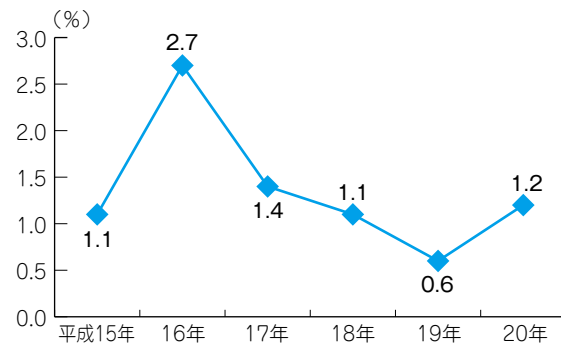


図2-2 育児休業取得率の推移(調査事業所、男性)



【育児のための短時間勤務制度等(勤務時間短縮等の措置)の導入状況】

育児のための短時間勤務制度等(勤務時間短縮等の措置)については「短時間勤務制度」が54.3%と最も高くなっており、次いで「所定外労働の免除」の38.3%となっています。(複数回答)

(表1)

	有効回答数	短時間勤務制度	所定外労働の免除	フレックスタイム制度や時差出勤制度	事業所内託児施設
調査事業所計	978	54.3%	38.3%	16.9%	3.3%

【育児のための短時間勤務制度等(勤務時間短縮等の措置)の最長取得期間】

育児のための短時間勤務制度等(勤務時間短縮等の措置)を導入している事業所に対して、それぞれの制度の最長取得期間について尋ねたところ、以下のとおりとなりました。

- 短時間勤務制度については「満3歳に達するまで」が25.1%、満3歳を超えて制度利用可能な事業所の割合が29.8%。
- 所定外労働の免除については「満3歳に達するまで」が11.6%、満3歳を超えて制度利用可能な事業所の割合が51.7%。
- フレックスタイム制度や時差出勤制度については「満3歳に達するまで」が15.2%、満3歳を超えて制度利用可能な事業所の割合が29.0%。
- 事業所内託児施設については「満3歳に達するまで」が3.2%、満3歳を超えて制度利用可能な事業所の割合が25.8%。

(表2)

	有 効 回 答 数	満1歳に達するまで	満1歳を超えて満3歳未満	満3歳に達するまで	満3歳を超えて小学校就学前の一定年齢に達するまで(*)①	小学校就学の始期に達するまで②	左記を超える期間③	満3歳を超えて制度利用可能な事業所の割合(①+②+③)	計
短時間勤務制度	517	37.1%	7.9%	25.1%	2.3%	21.9%	5.6%	29.8%	100.0%
所定外労働の免除	354	29.1%	7.6%	11.6%	3.1%	43.2%	5.4%	51.7%	100.0%
フレックスタイム制度や時差出勤制度	145	43.4%	12.4%	15.2%	2.8%	18.6%	7.6%	29.0%	100.0%
事業所内託児施設	31	64.5%	6.5%	3.2%	-	12.9%	12.9%	25.8%	100.0%

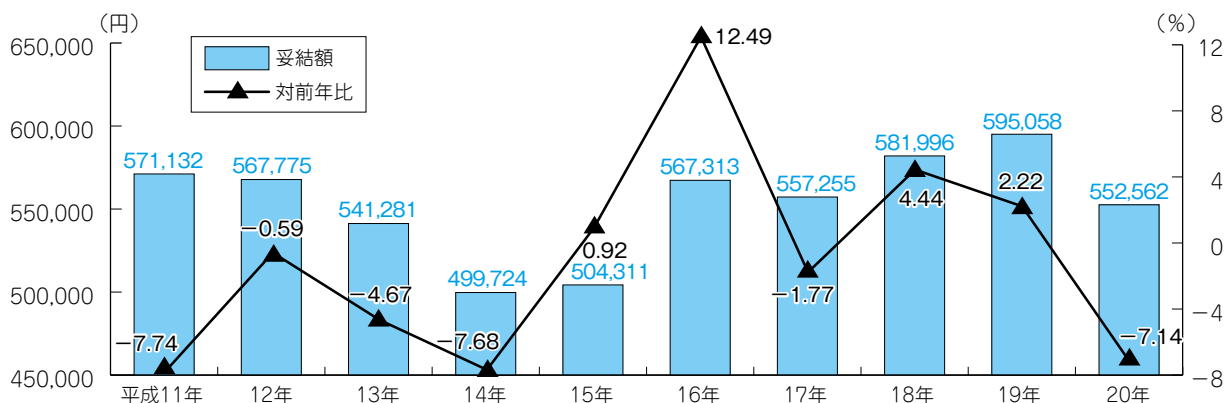
* 4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合

平成20年 年末一時金要求・妥結状況

この調査は、滋賀県内民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係確立のための基礎資料を得ることを目的として実施しています。県内民間労働組合の年末一時金交渉による妥結額は、全規模・全産業平均で552,562円(2.10ヶ月)となり、前年同期に比べて額にして42,496円、月数は0.10ヶ月それぞれ下回る結果となりました。

	平成20年12月末日時点				前年同期	
	平均賃金	要求額	妥結額	月数	妥結額	月数
全産業平均	263,212	613,343	552,562	2.10	595,058	2.20
製造業平均	268,265	625,229	578,472	2.16	622,771	2.27
非製造業平均	246,930	576,835	469,076	1.90	520,628	2.02

年末一時金妥結額・対前年比の推移



☆詳細な結果については、県労政能力開発課のホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>) をご覧ください。

平成20年労働組合基礎調査結果について

この調査は、県内すべての労働組合を対象に、労働組合数、組合員数等の状況を把握することを目的として、毎年6月30日現在で実施しています。平成20年6月30日現在、滋賀県内の単位労働組合における組合数は715組合、組合員数は100,061人となりました。

労働組合数・組合員数の推移

年次	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率		推定 雇用者数 (人)	推定 組織率 (%)
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)		
平成11年(1999年)	777	119,177	▲ 6	▲ 2283	▲ 0.8	▲ 1.9	528,129	22.6
平成12年(2000年)	767	116,287	▲ 10	▲ 2890	▲ 1.3	▲ 2.4	530,580	21.9
平成13年(2001年)	766	114,097	▲ 1	▲ 2190	▲ 0.1	▲ 1.9	533,043	21.4
平成14年(2002年)	756	109,134	▲ 10	▲ 4963	▲ 1.3	▲ 4.3	533,876	20.4
平成15年(2003年)	779	106,259	23	▲ 2875	3.0	▲ 2.6	534,709	19.9
平成16年(2004年)	763	102,745	▲ 16	▲ 3514	▲ 2.1	▲ 3.3	535,545	19.2
平成17年(2005年)	734	100,067	▲ 29	▲ 2678	▲ 3.8	▲ 2.6	536,381	18.7
平成18年(2006年)	718	100,176	▲ 16	109	▲ 2.2	0.1	537,219	18.6
平成19年(2007年)	711	99,873	▲ 7	▲ 303	▲ 1.0	▲ 0.3	546,367	18.3
平成20年(2008年)	715	100,061	4	188	0.6	0.2	547,655	18.3

業種	組合数		組合員数	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
農業, 林業	2	0.3	20	0.0
建設業	22	3.1	2,776	2.8
製造業	250	35.0	54,314	54.3
電気・ガス・熱供給・水道業	11	1.5	1,275	1.3
情報通信業	5	0.7	758	0.8
運輸業, 郵便業	79	11.0	3,472	3.5
卸売業・小売業	91	12.7	4,965	5.0
金融業・保険業	19	2.7	5,397	5.4
学術研究, 専門・技術サービス業	7	1.0	527	0.5
宿泊業, 飲食サービス業	7	1.0	316	0.3
生活関連サービス業, 娯楽業	6	0.8	1,564	1.6
教育, 学習支援業	47	6.6	5,532	5.5
医療, 福祉	63	8.8	4,886	4.9
複合サービス業	31	4.3	3,608	3.6
サービス業	8	1.1	157	0.2
公務	66	9.2	10,468	10.5
分類不能の産業	1	0.1	26	0.0
合計	715	100.0	100,061	100.0



☆詳細な結果については、県労政能力開発課のホームページ(<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>)をご覧ください。

労働保険の年度更新の 手続きの時期が変更となります

平成21年度から → 6/1~7/10

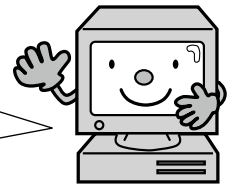
従来→4/1~5/20

平成21年度
から

労働保険料納期限は、次のとおりです。

1期	2期	3期	4期
7/10	10/31	1/31	(有期事業のみ) 3/31

☆土日祝日のときは、直後の金融機関営業日が期限となります。



滋賀労働局労働保険徴収室 TEL : 077-522-6520

滋賀県視聴覚教材センター利用のご案内

滋賀県では企業内外における職業能力開発を推進・援助するため、「滋賀県視聴覚教材センター」を設置し、教育訓練用のビデオテープ、スライドや視聴覚機器関係、参考図書等の貸出しを行っています。

事業主等が教育訓練の目的をもって教材を利用される場合は、無料で貸し出しますので、職業訓練や社員研修等にご活用下さい。

貸出し手続き、教材の種類等については、センターを運営している滋賀県職業能力開発協会に直接お問い合わせいただくか、協会のホームページをご覧ください。

- 滋賀県視聴覚教材センター（滋賀県職業能力開発協会内）
大津市南郷5丁目2-14
TEL : 077-533-0850
<http://www.shiga-nokaikyo.or.jp>

しが中小企業金融緊急ホットライン

滋賀県では、景気の急速な悪化による売上や利益の減少などにより資金繰りにお困りの中小企業の皆様から、融資に関する相談をお受けし、県制度資金に関する情報提供等を行う電話相談窓口を設置しています。

- 電話相談窓口「しが中小企業金融緊急ホットライン」
(県庁商工政策課内)
TEL : 077-528-3714
受付時間：平日（月～金）8：30～17：30

※県が所管している融資制度以外のご相談については、内容に応じて関係機関等を紹介させていただくことがあります。

水と子どもたちの未来のために 滋賀県を応援してください

滋賀県では、「マザーレイク滋賀応援寄附条例」を制定し、ふるさと納税をはじめとした寄附をお願いしています。

琵琶湖の自然と豊かな歴史的文化的資産を次の世代に引き継ぐため、滋賀県の取組を応援してください。皆さんからの応援をお待ちしています。

- ◇詳しくは、マザーレイク滋賀応援サイトまで
<http://www.pref.shiga.jp/ouen>
- ◇寄附の申込・問い合わせ先
滋賀県企画調整課 TEL : 077-528-3312

※地方公共団体への寄附には、ふるさと納税など、税制上の優遇措置があります。

石綿健康被害者のご遺族の皆様へ

平成20年12月1日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」の改正により、

- ①特別遺族給付金の請求期限が平成24年3月27日までに延長されました。
- ②特別遺族給付金の支給対象が拡大され、法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方(平成18年3月26日までに死亡した方の遺族)も救済対象となります。

※ご相談については、滋賀労働局労働基準部労災補償課(077-522-6630)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労政能力開発課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.jp/>

編集後記

今号は、厳しい雇用情勢を意識して編集にあたりました。事業主・労働者の皆様に有効な情報提供に今後も努めていきたいと思っております。(1)